

大阪市告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月20日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
東淀川区第1868号線	東淀川区上新庄2丁目 139番の2地から 同 区同 139番の2地まで (別紙参考図参照)	旧	2.75～ 3.00 m	14.57 m
		新	3.38～ 3.50	14.57

(建設局総務部管財課)